

プラットフォームサービスに関する研究会（第52回）

令和6年1月31日

【宋戸座長】 本日は皆様、お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。定刻でございますのでプラットフォームサービスに関する研究会第52回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、ウェブ会議システムにより開催させていただいております。議事に入る前に、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしく願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 総務省総合通信基盤局利用環境課の木村でございます。それでは、ウェブ開催に関する注意事項等を御案内させていただきます。

まず、本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましてはハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しくください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

そのほか、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

本日の資料でございますけれども、本体資料として資料1及び資料2を御用意しております。

注意事項は以上でございます。

なお本日、新保座長代理と手塚構成員は御欠席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。本日の議事でございますけれども、第三次取りまとめ（案）に対する意見募集において寄せられた御意見について、構成員の皆様から御議論いただきたくと考えております。

本研究会の第三次取りまとめ（案）でございますが、昨年12月12日の第51回会合での御議論を踏まえまして、昨年の12月14日から本年1月17日までの間、意見募集を実施させていただきました。この意見募集の結果につきまして、事務局にまとめていただきましたので、これを受けまして、第三次取りまとめ（案）の修正点と併せて御説明をいただき、その後、御議論いただきたくと考えております。それでは、資料1及び資料2について事務局より御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。そうしましたら、まずは資料1「プラットフォームサービスに関する研究会第三次取りまとめ（案）」に対する意見募集結果について御説明をまいります。

こちらですけれども、先ほど宍戸座長にお伝えいただきましたとおり、意見募集期間ですが、12月14日（木）から実施いたしました、1月17日（水）まで行いました。意見提出数ですけれども、全部で76件頂戴いたしました。プラットフォーム事業者、利用者、消費者、多様なお立場から御意見をお寄せいただいております。

なお、これから御意見を紹介してまいりますけれども、座長と御相談の上、一部墨消しを付している箇所がございます。あらかじめ御了承いただきますと幸いです。

まず、「第1部 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策について」「第1章 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催」に関して、お寄せいただいた御意見を紹介してまいります。

まず最初に、再意見募集についてグーグル様から御意見をいただきました。極めて慎重に行われるべきとの御意見でございます。こちらは、今後の検討の方向性を先生方にワーキンググループでお諮りした際に再意見募集を行ったものでございますけれども、こちらの再意見募集ですが、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策が表現の自由等に関わる論点であることから、より慎重に多くの方々から意見を募集し反映させるべく実施をしたものでございます。その旨を改めてお返しをさせていただいているところでございます。

本件は全体を通して賛同の御意見を多く頂戴しております。例えば、歓迎するといった

御意見も頂戴いたしました。他方で、より被害者に寄り添ったお立場の方々からは、より被害者救済に資するような、そういった方策を検討するべきではないかといった御意見も頂戴したところでございます。

続きまして、「第2章 誹謗中傷等対策WGの検討の背景」でございますけれども、こちらで頂戴した御意見を1つ御紹介させていただきたいと思っております。特定非営利活動法人シンクキッズ様からお寄せいただきました。発信者情報開示の在り方についても検討すべきではないかといった御意見でございます。こちらについては、ワーキンググループの趣旨、もともと設置された経緯でございますけれども、プラットフォーム事業者による投稿の削除に着目をして、主にその観点から御議論を先生方にいただいてまいりました。

既に、取りまとめの本文でも記載をさせていただいているところでございますが、まずプラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウントビリティ確保の在り方、2つ目に、違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割の在り方、この2点をはじめとした誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を主な論点とした上で、専門的な観点から集中的に御議論いただいたものでございます。

ただ、御意見で御指摘いただきましたとおり、発信者情報開示も誹謗中傷等の違法・有害情報への対策において非常に重要な取組の一つでございます。こちらについては、令和3年にプロバイダ責任制限法を改正いたしました。その施行が令和4年10月でございます。その制度の運用状況を踏まえて、適時適切に見直しを行ってまいりたいと思っております。

続きまして、「第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」に関して寄せられた御意見を紹介してまいります。具体的措置として、5つほど先生方にお取りまとめいただいたところでございますけれども、まずはそのうちの1つ目、「1 措置申請窓口の明示」でございます。こちらについては、おおむね肯定的な御意見をお寄せいただきました。必要がある、適切である、必須である、そういった御意見を頂戴したところでございます。

続きまして、「2 受付に係る通知」ですけれども、こちらも同様に賛同の御意見を多く頂戴しているところでございます。賛成する、必要性が大きい、そういった御意見を頂戴いたしました。

続きまして、「3 運用体制の整備」でございます。こちらも賛同の御意見を頂戴しているところでございますけれども、例えば頂戴した御意見の中には、必要最低限、その数

をどういうふうに考えるのかといった御意見を音制連様から頂戴したりですとか、「我が国の文化・社会的背景に明るい人材」、その意味するところを明確にされたいというところで、新経連様からも御意見を頂戴したところでございます。これらの点については、まさしく今後さらに議論を深めていくべきところで、今後の検討を進める上での参考とさせていただきます。と思っております。

続きまして、「4 申請の処理に関する期間の定め」でございます。こちらについては、まず賛成の御意見をお寄せいただきました。原則1週間程度とすることに賛成との御意見を音事協様ですとか弁護士の方々から頂戴しているところでございます。新聞協会様からも肯定的な御意見を頂戴いたしました。

その一定期間の考え方でございますけれども、こちらについては様々御意見をお寄せいただいたところでございます。例えばシンクキッズ様からは3日以内、音制連様からは2～3日以内、そういったお声も頂戴いたしました。NTTドコモ様からは2週間以上とすることですとか、あとTwitter Japan様からは1週間、そういった御意見も頂戴したところでございます。

一つ御意見を頂戴しておりますのが、対応に一律の期間制限を設ける合理性は全くないのではないのかといった御意見をグーグル様、Facebook様、SMAJ様、あとは弁護士の方からお寄せいただいているところでございます。こちらに関してでございますけれども、今般、先生方に取りまとめいただいた内容ですが、決して一律に一定期間内の対応を求めるものではございません。実際、取りまとめの中でも先生方にお取りまとめいただいたところでございますけれども、事業者による的確な判断の期間を損なわないように、発信者に対して意見等の照会を行う場合ですとか、専門的な検討を行う場合、そのほかやむを得ない理由がある場合には、一定の期間内に検討中である旨とその理由を通知した上で、一定の期間を超えての検討を認めることが適当であると取りまとめいただきました。一律に一定期間内の対応を求めるものではございませんので、その点をお返しさせていただいております。

あわせて、本とりまとめにおきましては、プラットフォーム事業者の皆様に対して、削除そのものを求めるものでもございません。原則として一定の期間内に求めることが適当と取りまとめいただきましたのは、削除した事実またはしなかった事実及びその理由の通知でございますので、その点も念のため追記をさせていただいている次第でございます。

続きまして、「5 判断結果及び理由に係る通知」でございます。こちらについてもお

おむね肯定的な御意見、同意するといった御意見を頂戴いたしました。

ここまで申し上げてまいりました、迅速化に係る規律の対象範囲について、6番目に本文上記載いただいておりますけれども、そのまず対象範囲のうち対象とする事業者についてお寄せいただいた御意見でございます。権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに対象を限定することが適当であると取りまとめいただいたことについて、妥当であるといった御意見を弁護士の方、KDDI様、あと新聞協会様から頂戴いたしております。

これに関しては、またいろいろな御意見、多様な御意見をいただきまして、例えばLINEヤフー様からは、対象とならない事業者についても対象事業者に準じた対応を求めることが望ましいといった御意見もございました。また、新経連様からは、本取りまとめにおいて想定している事業者、サービス以外に、規制対象となるサービス、事業者が広がることは厳に避けるべきだ、そういった御意見もお寄せいただいたところでございます。

また、あわせて今般、様々な方法、手段により義務を履行させるための制度設計が必要不可欠だといった御意見も頂戴してございます。こちらは音事協様から頂戴した御意見を紹介させていただいております。こちらに関して、その規律の適用に当たっては、適切なエンフォースメントを通じて実効性を確保することが適当と考えますので、その旨をお返しさせていただいております。

続きまして、対象とする情報でございます。こちらはまず、権利侵害情報全般が対象となることに賛成との御意見を、弁護士の方々ですとか、音事協様から頂戴いたしました。音制連様からは、さらに権利侵害情報に加えて、個別の行政法規に抵触する情報も何らかの義務を課すべきではないか、そういった御意見を頂戴したところでございます。

そのほか、さらに頂戴した御意見を紹介してまいりますけれども、例えば10-5で、誹謗中傷等の権利侵害情報に関しては、人格権、人格的利益の侵害につながる情報と考えていますといった御意見も頂戴いたしました。これに関してでございますけれども、誹謗中傷によっては人格権のみならず、例えば著作権ですとか、営業上の利益といった人格権以外の権利・利益も侵害される場合がございます。こういった誹謗中傷に網羅的に対処できるように権利の種類によって区別することなく、権利侵害情報全般を対象とすることが適当と考えますとお返しをさせていただいております。

また、頂戴した御意見の中には、対象とする情報は、誹謗中傷等に関する権利侵害情報に限定するべきだという御意見をグーグル様、SMAJ様、Facebook様、Twitter様から頂戴

いたしました。あと、エンターテイメント表現の自由の会様から頂戴をしております。こちらに関してでございますけれども、御意見としては、これまでのワーキンググループの議論の焦点は誹謗中傷に置かれてきたのであるから、権利侵害情報という言葉を使うことによって、ワーキンググループにおいて議論がなされていないような権利にまで広がるといことが可能性としてあるのではないかと、そういった御指摘を頂戴しているところでございます。

こちらでございますけれども、今回のワーキンググループ、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループにおいては、これは先ほども申し上げましたけれども、まずプラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウントビリティの確保の在り方、2つ目に違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からプラットフォーム事業者が果たすべき役割の在り方をはじめとした誹謗中傷等の違法・有害情報全般への対策を主な論点とした上で、専門的な観点から集中的に先生方に御議論いただいたものでございます。

また、対象となる情報の範囲でございますけれども、権利侵害情報や個別の行政法規に抵触する違法情報のみならず、有害情報も含めて、先生方には広く違法・有害情報全般について検討をいただきました。そのような経緯を踏まえて、対象となる情報の範囲を今般、誹謗中傷等の権利侵害情報に絞り込んだといった形でございます。他方で、権利の種類に応じて運用の在り方が異なるということは御指摘のとおりでございます。というところで修文を一部させていただきたいと思っております。

こちらは後ほど本文を御案内差し上げる際に御紹介させていただければと思っておりますけれども、修文としては、追記をする形で「なお、権利ごとに権利の性質や権利侵害の成否に係る判断の難しさに差異があることを踏まえ、具体的措置を求めるに当たっては、ガイドライン等の策定により、その運用のあり方を整理することが適当である。その際、ガイドラインの策定は開かれた場で、実際に運用を行うプラットフォーム事業者を含む関係者の意見を丁寧に聴取しながら進めることが適当である。」と追記をさせていただきたいと思っております。

これまで申し上げてまいりましたのが、対応の迅速化に係る規律についての寄せられた御意見でございました。

続きまして、「第4章 プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律」について寄せられた御意見を御紹介してまいりたいと思っております。

まず、「1 削除指針」について寄せていただいた御意見でございます。削除指針の公表について、適切であるとか、必要である、同意する、そういった御意見を多く寄せていただいております。その中で、まず一つ御意見を頂戴いたしましたのは、一定期間の事前公表についてでございます。こちらはTwitter Japan様、グーグル様、SMAJ様から御意見を頂戴したところでございます。

こちらについて、まずTwitter Japan様から頂戴した御指摘でございますけれども、すべからく一定期間の事前公表が必要となると、バッドアクターを野放しにすることにつながって、緊急性のある対応ができないではないかといった御指摘を頂戴いたしました。こちらを踏まえまして、また、こちらも本文の修文を図らせていただきたいと思いますと思っております。

具体的には追記を行いたいと思っております、「原則として」という文言を本文上に追記させていただきたいと思っております。まず、そもそも一定期間の事前公表でございますけれども、その趣旨といたしましては、プラットフォーム事業者の運用状況の透明化を図り、恣意的な削除等を防止する観点から、原則として新しい指針や改定した指針の運用開始に当たっては、事前に一定の周知期間を設けることが適切と考えてございます。他方で、御指摘のとおり、緊急の必要により削除等を実施する場合も想定し得る、そういったことから、こういった「原則として」を追記させていただきたいと思っております。

また、あわせてグーグル様、SMAJ様から同様の御意見を頂戴いたしましたけれども、お二方から頂戴した御意見につきましては、誹謗中傷等の対象となる者との関係、被害者との関係においては不要ではないか、そういった御意見を頂戴いたしました。他方で、今般の一定期間の事前公表でございますけれども、例えば利用者、発信者、そういった立場の関係からも運用状況の透明化は非常に重要な取組であるかと存じます。そういったプラットフォーム事業者の恣意的な削除等を防止する観点から、原則として新しい指針や改正した指針の運用開始に当たっては、事前に一定の周知期間を設けることが適切と考えております。

また、この削除指針に関してお寄せいただいた御意見でございますけれども、具体例の公表に関しても御意見を頂戴いたしました。削除指針そのものが過度に詳細である必要はないというところは先生方にもお取りまとめいただいておりますけれども、それについて同意する一方で、削除指針に抵触する具体例を公表すれば、潜脱的な悪用も回避することができますし、利用者にとっても削除指針に対する理解が深まるのではないかという御意

見を音事協様から頂戴いたしましたほか、音制連様からも賛同の御意見、また弁護士の方からも、透明性を確保する方法として合理的な手段であるといった賛同の御意見を寄せていただいているところでございます。

他方で、グーグル様、SMAJ様から頂戴したところでございますけれども、削除指針に基づく削除の具体例の公表でございますが、透明化の目的を達成するためには、個別の具体的事案の内容を公表することは必要ではないのではないか、不要なのではないか、そういった御意見を頂戴したところでございます。

こちらに関してでございますけれども、プラットフォーム事業者の運用状況の透明化を図る観点から、個人情報の保護等にも充分配慮した上で、実際に削除指針に基づき行われた削除等の具体例を公表することで、利用者に対する透明性を確保することが適切と考えております。その旨をお返しさせていただきました。

個人情報等の保護、これはグーグル様からも特に御指摘をいただいたところでございますけれども、本文にも既に記載させていただいているところではございますが、そういった個人の権利利益、個人情報保護、プライバシーにも配慮した上でといったところは御指摘のとおりですし、その旨十分留意してまいりたいと思っております。

続きまして、「2 発信者に対する説明」でございます。こちらについては、おおむね賛同の御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、「3 運用状況の公表」については、まずグーグル様、SMAJ様から頂戴いたしましたのは、削除の具体的な事案については、その利益よりも弊害のほうが大きく、公表の対象から除かれるべきではないかといった御意見を頂戴しております。こちら先ほどの削除指針における具体例の公表と通ずるところがあるかと思っておりますけれども、これに関しても、プラットフォーム事業者の運用状況の透明化を図る観点から、個人情報の保護等に配慮した上で、実際に削除指針に基づき行われた削除等の具体例を公表することで、利用者に対する透明性を確保することが適切と考えますとお答えさせていただいております。

また、Facebook様から寄せていただいた御意見でございますけれども、公表の範囲というのは、名誉毀損のコンテンツに焦点を当てるべきではないかというところを、これまでの議論の経過を鑑みるにというところで御指摘をいただきました。こちらに関しては、再度になりますけれども、ワーキンググループ自体が誹謗中傷等の違法・有害情報全般への対策を主な論点とした上で、先生方に御議論いただいたものでございますので、その旨を

再度お返しさせていただいております。

「4 運用結果に対する評価」でございますけれども、こちらは賛成ですとか重要といった御意見も頂戴しております。あわせて「5 取組状況の共有」についても、継続的・建設的な対話を継続するべきだといった御意見をお寄せいただきました。

これまで申し上げてまいりました、透明化に係る規律の対象範囲についてでございますけれども、まず対象とする事業者でございますが、こちらについては妥当、是認できるといった御意見をお寄せいただいたところでございます。

続きまして、透明化の対象とする情報についての御意見でございます。まず削除等の対象となる全ての情報を対象とすることが適当だとお取りまとめいただきましたが、その旨適当であるといった御意見を、弁護士の方々ですとか音制連様、音事協様から頂戴したところでございます。

また、こちらにおいても、先ほどの迅速化に係る規律と同様に、誹謗中傷等に関する権利侵害情報に限定するべきではないかといった御意見を頂戴いたしました。SMAJ様、グーグル様、Twitter Japan様からお寄せいただいたものでございます。こちらに関しても同様に、ワーキンググループのそもそもの趣旨、御議論いただいた内容が違法・有害情報全般に関してその対策を御議論いただいたものであるという点と、あわせて、これまで御議論いただいてきた情報の範囲は、有害情報も含めて広く御議論いただいてきたものというところをお返しさせていただきました。他方で、権利の種類に応じて運用の在り方が異なることは事実でございますので、それを踏まえて迅速化に係る規律と同様の追記、修文をさせていただいております。

ここまですべて透明化に係る規律でございます。「第5章 プラットフォーム事業者に関するその他の規律」でございますけれども、こちらに関しては主に利用者、被害者側の立場から、もっと踏み込んで対応すべきではないかといった御意見を頂戴したところでございます。「1 個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務」に関しては、賛否両論、双方の立場から御意見を頂戴いたしました。「2 個別の違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請」でございますけれども、こちらについては、もっと踏み込んで行うべきではないかといった御意見を頂戴しているところでございます。

「3 違法情報の流通の監視」でございますけれども、こちらについては、まず「(1) 違法情報の流通網羅的な監視」については、賛否両論を頂戴した一方で、「(2) 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウント監視」ですとか、「(3) 繰り返し多数の違法情報を投

稿するアカウント停止・凍結等」については、切り離して考えるべきではないかという御意見を音制連様、音事協様から頂戴いたしました。

続きまして、「4 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化」でございます。こちらについては、新聞協会様ですとか、エンターテイメント表現自由の会様からは、明文化を見送ったことは妥当といった御意見を頂戴いたしました。他方で、音事協様からは、明文化するべきではないかといった御意見も頂戴してございます。

続きまして、「権利侵害性の有無の判断を伴わない削除（いわゆるノーティスアンドテイクダウン）」でございますけれども、こちらは賛成、反対、双方の御意見を頂戴したところでございます。「プラットフォーム事業者を支援する第三機関」でございますが、こちらは踏み込んで考えるべきではないかという御意見を頂戴してございます。「裁判外紛争解決手続（ADR）」も同様でございます。

「6 その他」というところでまとめております項目でございますけれども、まず「(1) 相談対応の充実」でございますが、こちらにも積極的に推進していくべきだといった御意見を頂戴いたしました。「(2) DMによる被害への対応」でございますが、こちらについても音事協様、音制連様から、DMによる被害の問題についても正面から取り組むべきだといった御意見を頂戴しているところでございます。

「(3) 特に青少年まつわる違法・有害情報の問題」ですとか、「(4) その他炎上事案へ対応」についても、それぞれ進めていくべきではないかといった御意見を頂戴いたしました。

その他でまた御意見をまとめてございますけれども、例えば表現の自由に配慮すべきという御意見ですとか、あるいはリテラシーを高めることが必要だといった御意見を頂戴したところでございます。

ここまでが、「第1部 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策について」についての御意見でございました。

続きまして、「第2部 偽情報への対策について」に関して寄せていただいた御意見を簡単に御紹介してまいります。

まず、寄せていただいた御意見としては、LINEヤフー様から、モニタリングに関しましてプロセスの改善をお願いしたいといった御意見を寄せていただきました。そのほか、ファクトチェックの重要性を指摘いただいた御意見ですとか、また、偽情報への対策に当たっては、マルチステークホルダーによる協力が必要だ、社会全体による協力、社会全体で

取り組んでいくべきだといった御意見を頂戴しているところでございます。

ここまでが第1部、第2部の御説明でございました。第3部に関しては説明者が代わります。少々お待ちください。

【川野利用環境課課長補佐】 それでは、第3部の御説明をさせていただきます。第3部の利用者情報の適正な取扱いの確保に関しましては、第2章のプラットフォーム事業者における利用者情報の取扱状況のモニタリング結果、今後の取組の方向性について、幾つか御意見を頂戴しております。まず、意見43-1でございます。モバイル・コンテンツ・フォーラム様から、「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ」に関し、個人情報、電気通信事業法の改定に合わせて改定することが必要という御意見を頂戴しております。こちらに関しましては、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただくとともに、「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ」については、各種法令や、スマートフォン上の利用者情報の保護に関する現状も踏まえた上で対応を検討することが適当とまとめさせていただいております。

意見43-2から43-5に関しましては、利用者情報のモニタリング等に関しまして、モニタリングの対象範囲ですとか、モニタリングの進め方、モニタリング結果の取りまとめの在り方等について御意見を頂戴しています。ドコモ様からは、優良事例の取りまとめ及び公表を行うことを要望、ソフトバンク様からは、いろいろと利用者情報の立場に立った実効的な方法が議論されることを希望するといった御意見を頂戴しているところでございます。

また、賛同の御意見としまして、意見43-6でございますけれども、より安心してプラットフォームを利用できる環境を築くために、引き続き、本取りまとめ案にあるように、さらなる検討を願いたいという御賛同の御意見を頂戴しているところでございます。総務省としましては、これらのいただいた御意見を参考にさせていただきまして、検討をというところで取りまとめ（案）を記載させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 そうしましたら、引き続きまして、本文の修正箇所を御紹介差し上げてまいります。修正箇所でございますけれども、具体的には、まず第1部第3章の「5 判断結果及び理由に係る通知」の2パラグラフ目、12ページにおいて、判断結果及び理由の通知を求めないことが適当であると先生方に取りまとめていただいたものの例示の一つに、「過去に同一の申請が繰返し行われていた場合」と記載をしてございませ

た。これに関して、音事協様からお寄せいただいた御意見を踏まえて修文をさせていただいてございます。具体的には、意見8-9において「過去に同一の申請が行われていた場合」と言ってしまうと、同一の申請者なのか第三者なのかが不明確であり、第三者から同一の申請が行われた場合には、それぞれの人にとっては初めての申請ではないかといった御指摘を頂戴していたところでもございました。これを踏まえ、表現ぶりを修正させていただき、「同一の申請者から」を追記させていただきました。あわせて平仄上の調整で「繰返し」というのを追記させていただいてございます。

続きまして、「第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」の対象情報の範囲でございますけれども、先ほど御意見を紹介させていただく中でも御案内させていただきました修文、追記を行ってございます。「これらを踏まえ、『第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律』については、その対象となる情報の範囲を誹謗中傷等の権利侵害情報に限定することが適当である。」の後に、「なお、権利ごとに権利の性質や権利侵害の成否に係る判断の難しさに差異があることを踏まえ、具体的措置を求めるに当たっては、ガイドライン等の策定により、その運用のあり方を整理することが適当である。その際、ガイドライン等の策定は、開かれた場で、実際に運用を行うプラットフォーム事業者を含む関係者の意見を丁寧に聴取しながら進めることが適当である。」と修文をさせていただいております。

続きまして、「第4章 プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律」でございますけれども、こちらはまず、冒頭に脚注を付させていただきました。「『第3章 プラットフォーム事業者の対応迅速化に係る規律』と同様に」と始めさせていただいておりますけれども、新経連様から意見11-1で、「同様に」というところの趣旨が不明確だという御指摘を頂戴いたしました。これを踏まえまして、「同様に」とさせていただいた部分はどこを参照いただきたいかを明確化させていただいております。

続きまして、「1 削除指針」における修文でございます。こちらはTwitter Japan様からお寄せいただいた御意見でございます。意見12-9でございます。こちらは、一定の事前公表をすべからく求めるということについては、緊急性のある対応ができないのではないかとといった御指摘でもございましたけれども、そちらを踏まえまして、「原則として」と追記させていただいております。

最後に「第4章 プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律」の対象情報についても、第3章と同様に修文をさせていただきまして、同じ文言を追記させていただ

いているところでございます。そのほか、平仄の修正に終始いたしますので、御説明は割愛させていただきたいと思っております。事務局からの説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、資料1及び資料2の今、御説明いただいた内容につきまして、構成員の皆様方から御意見を伺いたいと思っております。チャット欄で私にお知らせいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。今回大変なことがあった年末年始を含む1か月の間に、76件の御意見、貴重な御意見を賜ったということで精査をいたしまして、第三次取りまとめ（案）の大きな方向性を維持しつつ、いただいた貴重な御指摘を取りまとめの修文に反映する。また、今回このプラットフォームサービス研究会で議論してきた点について、非常に貴重な御意見を多数賜りましたので、これらを引き続き総務省等で検討する際の資料とさせていただくということでございます。

構成員の皆様、御意見等いかがでしょうか。寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願ひいたします。私からは意見が2つほどありますが、それ以前に、言論とか表現の自由、それから単一の事業者による対応、それから技術進展による既存の対応、こういったところが非常に難しい、それから規制の重複などもあるといった、非常に多岐にわたる論点がありましたが、これらについて、非常に慎重かつ丁寧な議論が行われて、現実的な対応策が提示されたことは非常によかったのではないかと考えています。

ただ、その一方で、今後の検討とされたものも非常に多くなっております。検討次第によっては、過剰な規制になったり、あるいは十分に効果を得られないといったこともあり得るのかと考えています。特に誹謗中傷とか、違法・有害情報のところで、ガイドラインの策定においては、多くのステークホルダーに意見を聴くという形になっておりましたが、その他の事案につきましても、より多くの関係者に意見を聴くということが非常に重要ではないかと考えています。

特にAIの普及とか、こういった技術の進展が非常に早いということで、エンジニアであったりとか研究者の方の意見ももっと十分に聴く必要があるのではないかと考えていますし、また、被害を受けられる方、そういった方々の意見であったりとか、あるいはプラットフォームだけではなく、それに関連するいろんな関係事業者がいますので、こういった方々の意見も十分に聴く必要があるのではないかと考えています。

もう一つ意見としましては、利用者情報の適正な取扱いの確保についてのところになりますが、個人情報と利用者情報、これらの定義であったりとか、それぞれの取扱いの記述、

あるいは対象となるものが非常に複雑化しております。その結果、事業者あるいは利用者にとっても、いずれにおいても理解とか対応することがかなり難しいことになってきている。これらを一度整理して分かりやすくすることが今後重要になってくるのではないかと思っています。私からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、続いて大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ビデオが機能しないので音声だけで失礼いたします。

これだけのたくさんの御関心に対して、適切なパブコメ返しを御用意いただきましたことを事務局に御礼申し上げたいと思います。また、今回のパブリックコメントで特に印象深かったのが、これまでなかなか積極的に御意見などを述べていただくことができなかったTwitter社からも真摯な検討の結果を示していただけたこと、しかもそれは自社のサービスと今回の取りまとめの内容を十分に踏まえた御提言をいただけたということは、非常に希望の持てる御意見だったと受け止めております。また、事務局でもそれを受け止めていただいて、柔軟な対応が可能であるように進めていただいていることもよいことではないかと思っております。

特に透明化については、透明化の精度、どのぐらいの細かさでそれを伝えていくのかといったことについては、これから試行錯誤が始まると思いますけれども、日本語の言語で、日本語の利用者に適切に伝わるような透明化の施策を各事業者が工夫していただき、よりよいものを展開できる余地を残したというのは、今回の取りまとめの大きな成果の一つではないかと思っております。

また、それを受け止める一般の利用者にとっても、利用者がそれを読みこなし、その透明化された公表内容などを受けて、自らネットとの付き合い方を考えていく、そういう教育の機会もこれから民間企業で考えていく必要があるのではないかと思います。取りまとめには大きな示唆をいただいたように思っております。

今回寄せられた意見は、この誹謗中傷周りが特に多かったと思っておりますけれども、この能登地震などを契機としまして、偽情報についても大きな世の中の変化を実感する今日この頃でございますので、偽情報についての対策につきましても、できるだけそれを、日本における現状を国際的に発信していくことも求められているようにも思われます。ですので、この取りまとめはちょうどよいタイミングで出たと思っておりますので、それがより多

くのメディアなどを通して伝わっていくことを期待したいと思います。

感想で恐縮ですけれども、私からは以上でございます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 大谷構成員、ありがとうございます。後半で御指摘いただいた点につきましては、この研究会で偽情報に関する対策の事例集の1.0を取りまとめていたけれども、更新も考えるべきでないかという大谷構成員の御指摘を受けまして、別途「デジタル空間の情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」でも、引き続き事例集の更新をし、また国際発信をしていくことになったところでございます。大谷構成員から非常に建設的な御指導、アドバイスいただいたことに、改めましてこの場で御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【大谷構成員】 こちらこそありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは、次に木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。取りまとめについていろいろ思うところはあるのですが、14ページのところで、一定期間の事前公表について「原則として」を入れるということで、利用者として感じる場所は、例えば何らかの圧力によって恣意的に削除されることを防止するという意味で、一定期間を置くということは重要だと思うんですけども、「原則として」ということで緊急の場合も含めるということが先ほど説明でありましたけれども、それについても透明性というところで何らかの確保をすることが重要ではないかと考えているところです。

また、消費者、利用者が安全・安心に通信を利用するためには、透明性ですとかアカウントビリティーが必要ということは本当にこれまでも言われてきたことですが、今回、多くのパブコメの返答がありまして、今、通信というのは皆さん当たり前にお使いになっているというところで、多くの人々が利用するプラットフォームの事業者に関しては、ここで模範を示していただきたいと思っているところです。

利用者の立場から言えば、誹謗中傷ですとか偽情報とか、本当に今後も様々な課題がまだあると思うんですけども、分かりやすく、そしてよりよい通信環境となるように引き続き検討していただければと思っております。以上です。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 木村構成員、ありがとうございました。それでは、続きまして宮内構成員、お願いいたします。

【宮内構成員】 宮内でございます。大変よくまとまったレポートだと思っておりますし、今回の結果としては非常にいいものだと思います。細かいことはこれからいろいろあるかと思いますが、全体としてはよかったと思います。

この報告書とは違うところでコメントさせていただきたいんですけども、今回こうやってまとめたのは、もちろんプラットフォーム事業者に対するものとしてまとめていったんですけども、パブコメの中でも結構出てきているのが、これに限らないんじゃないかというようなことが出てきたと思っております。私が2点思ったところを申し上げたいと思います。

一つはネットニュース等の、要は言わばマスメディア等から出てくるようなものを週刊誌が勝手なことを書いて、最後に訴えられても、ちょっと賠償金払うだけで「書き得」みたいなことがよく言われることがありますよね。こういうところをどういうふうに見ていくかというのは一つの方向として考えなければいけないところで。これは、本当はネットニュースだけじゃなくて、テレビですとか、そういう放送、それから、総務省さんと離れますけど、新聞・雑誌等も実はこういった同じような問題はここには必ずあるんじゃないかと思っておりますので、今後いろんなことやっていく上で御検討いただければ、検討の中でそういうこともあるんだというのを留意していただければと思っております。

もう一つは、このパブコメの94ページを見せていただけますか。94ページです。この人はすごくたくさんコメントを出している人で、大変面白かったんですけど、ここで書かれていますのは、後半のほうはともかくとしまして、前半のほうでブロックチェーンなんかでやっているような、そういうシステムでやったときに、管理者がないというのが現実にはできるんじゃないかという非常に面白い問題提起をしていると思っております。実際にこれはできそうな気がしますよね、こういうことは。今のブロックチェーンでできるかどうかというと、誰がやるんだという問題はありますけれども、こういうような、今後必ずしも管理者にアクセスできないような状況でそれをどうするんだというのも、今後いろんなことを考えていく中では留意しておくべきではないかと思っております。

全然これは離れますけど、この絵文字の人は大変面白い意見をたくさん言っているので、この箇所がよく出ると、とても時間が足りなくなってしまうんですけども、どういうものが誹謗中傷に当たるかというのをもっとちゃんと示してほしいという意見もこの人がたしか出していて、例もいっぱい出している。こういうところも含めて、こういう意見を出してくれる人はすごく重要だと思うので、こういった意見をしっかり取り込んで、そういう

ことも留意して今後、政策検討していただきたいと思っております。私からは以上です。

【宍戸座長】 宮内構成員、ありがとうございました。今、御指摘いただいたような論点は、まさに新しいテクノロジーによって生ずる新たな問題を踏まえて、さらに、特にデジタル空間における情報流通の在り方について、先ほど申し上げた健全性検討会でも議論をしていきますし、後ほど申し上げようと思っておりましたけれども、広くICTサービスの利用環境を適切に確保していくという観点からも、非常に重要な御指摘を賜ったと思います。ありがとうございます。

それでは山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 宍戸先生、ありがとうございます。山口です。時間が限られていると思います。全体的に賛同の意見です。

パブコメで貴重かつ的確な御指摘等をいただき、僭越ながら私からも心より御礼申し上げます。パブコメに対応した、第三次取りまとめ（案）へのこのたびの修正文案は、本研究会及び関係ワーキングでの議論の趣旨と今後の検討の方向性をより一層明確にするものと存じ、賛成いたします。

なお、あえてここで申し上げる必要はないのかもしれませんが、現在、SNS上の投稿が恐らく背景にあると考えられる——もちろん事実は分かりませんが——自殺ではないかと見られる報道がなされています。こうした現状を踏まえて、これまで本研究会及び関係ワーキングで取り上げられた複数の対応措置の柔軟かつ実効的な組合せを、今後さらに踏み込んだ形で検討する必要があると、私は考えています。引き続きよろしくお願いいたします。

改めてですけれども、座長の宍戸先生、関係の先生方、事務局の皆様におかれましては、取りまとめにあたり大変な御苦勞があったことと思ひ、御尽力に改めて御礼申し上げます。私からは以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 山口先生、ありがとうございました。これを第三次取りまとめを現在しているところでございますけれども、これが喫緊の課題であるということを改めて意識させるような状況が、先ほど大谷構成員からお話があった能登半島大地震も含めて、起きている中で、この取りまとめの意義と、それから今後のあるべき姿について御指摘いただいたものと思います。ありがとうございます。

それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私も事務局でお作りいただきました今

回の修正案に賛成でございます。意見をパブコメとの関係で何点か申し上げたいと思いますが、まず第1部のところですが、大きく意見が分かれていたのは、迅速化、透明化いづれについても、全ての権利侵害なのか誹謗中傷なのかというところがあったかと思いますが、これはワーキングでのそもそもの法律家の皆様の御検討は、発信者情報開示についてもその差止めについても、権利侵害情報という枠組みで考えておられると思いますので、これは全ての権利侵害情報であるべきものだと思います。それが1点目。

そして2点目ですが、先ほどの御説明では省略されていたんですけども、送信防止措置請求権の明文化という論点がありました。82ページです。意見26-1以下です。今回見送りということですけども、私はこれについてはプッシュしております、どちらかというところ、表現の自由のサイドからは、いや、それは慎重であるべきだと。権利保護のお立場からは、いや、これはぜひやろうという話に見られがちですけど、もちろんそういう軸はあるんですが、私が何でプッシュかと言いますと、どっちかというところ、バンバン差止めだと、バンバン送信防止だという話ではなくて、その要件の整理、どうしても紙ベースの時の要件で今裁判所が動いていますので、そうではなくて、新しい今のSNSを前提にした送信防止措置請求権の要件の引き直しをすべきではないかという趣旨でございます。

実は、プロ責法の損害賠償請求の責任制限も単に制限しているというよりは、損害賠償請求の要件をSNS、当時は掲示板でしたけども、これに合わせて引き直していると、適正化しているということです。プロバイダ責任適正化法です。ですので、そういう趣旨で送信防止措置請求権の明文化は、もともと請求権自体はもちろんあるわけですが、その要件を適正化するという趣旨で、引き続きプッシュさせていただこうと思っています。

それから3点目、第1部の3点目です。意見3-3でTwitter Japanさんが、適正な手続を踏んだ裁判所による命令判決によってのみソーシャルメディア企業は誹謗中傷を伴うコンテンツに対しアクションを起こすべきである。いま一度強調させていただきたいと思っておりますということで、そうですかということですよ。もう裁判しないと送信防止しないという方針なわけですけども、それはなかなか誹謗中傷の被害者にとって酷な面があります。もしそうだとすると、みんな裁判しなければ、もう書かれ放題だということになってしまいますので、私としては、それはいかななものかと思っておりますけども。

先ほど大谷さんの御意見にもありましたように、そういうふうに書いていただいて、そのポリシーを明らかにしていただくことによって、日本の社会とこれから対話していくことができると思いますので、そういう意味でも透明化ということは重要なことかと思いまし

た。

それから第3部について1点申し上げたいと思います。御意見の43-6、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会さんですけれども、「アカウント登録をしなくても、インターネット上の行動履歴はアクセス先が保有していて、どう使うかは基本的には履歴データを保有する事業者任せられているという。私たちはその内容も理解できていないし、何を設定してよいかも判断できていません。それゆえ行動することもできないで深く考えずに過ごしています。より安心してプラットフォームを利用できる環境を築くために引き続き本取りまとめ（案）にあるようにさらなる検討を願いたい」とありますけれども、これは全くしっかりした御意見だと思います。私も全面的に賛成です。

技術が進展してSNSやその広告をめぐる状況が複雑化したことに我々がついていけないんです。どういう仕組みで何が起きているのか分からない、どこにどんなデータベースがあるのか分からないようになっていきます。つまり、消費者保護のために行政やその規制の果たす役割は、どうしても以前に比べれば増えていると思うんですよね。ですので、どうも分かりにくくなっているということ踏まえた上で、そのためにやるべきことがそちらにあるんですよと言っていた、これは非常に御見識だと思いますので、これに従ってモニタリングに関する制度的な対応等を今後、総務省でお進めいただきたいと思えます。

最後に、プラ研は私も随分長いことお世話になりましたので、一言だけよかったことと反省を申し上げますと、いろんな議論ができて、それで一番印象に残っているのは外部送信規律ですけれども、本当に踏み込んだ議論ができたことはよかったと思っています。反省としては、特に親会において、しっかりプラットフォームに対峙できたかと。これは国民の皆様の期待だったと思いますけれども、そこに関しては私自身も反省点ですけれども、十分な踏み込みができなかったんじゃないかならうかとは思っております。

いずれにしても、大変お世話になりました。長い間いい議論ができたんじゃないかと思えます。以上です。

【宍戸座長】 森先生、ありがとうございます。この検討会の議論の在り方については私もいろいろ考えるところがございます。また、請求権の関連につきましては、まさにおっしゃいましたように、実体的な要件の話新たな現在のデジタル空間においてどう考えていくかということは、非常に分野横断的な大きな論点です。これについては、まさに

森先生と一緒に商事法務の研究会の「インターネット上の誹謗中傷めぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」という形でも議論させていただきましたけれども、今後とも引き続き関係省庁も連携し、全体として適切に利用者の権利を守り、必要な義務を事業者にか課していく。それが民事の規律であったり、あるいは行政の規律であったりということについては、これはそれぞれの省の、あるいは局・課の所管を超えて連携して検討していただく必要があることを、改めて今の御発言で痛感した次第です。

恐らくそういったことについては、それぞれのお役所がお考えになると同時に、その外側からそういう役所の所管に縛られず、森先生を含め、この検討会のメンバーに引き続き議論をリードしていただければと、改めてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。大変貴重な、たくさんの御意見と、それからその考え方の丁寧な整理をいただき、大変ありがとうございます。そして、今回その修文の内容も含めて賛同でございます。

簡単に1点だけ。特に修文をいただいた中でも、13ページと16ページに両方書いていただいた、権利の性質等によるガイドラインによる運用の具体化といったようなところは大変重要だと思っています。すごく様々なバーチャルな制度といったところに関する動きという形にもなってくるころ、恐らくは特定の権利の侵害だけでなく、様々な文脈でありますとか、状況、技術に応じたガイドラインも少なくとも必要になってくるのだろう、それらがまさしくマルチステークホルダーで様々な関係者を巻き込みながら議論が続いていくことが、特にこの立法、この取組との関わりだと重要なところだと改めて考えております。

それから、こういった水平な取組といったところ、これは今後の様々なバーチャルのハードローの議論の土台にもなってくるころがあるだろうと思います。そうしたことのまさしく土台になる、整合性のある形で、このインターネット上のプラットフォームの責務の在り方の議論が進んでいくことを特に期待する部分がございます。改めてありがとうございました。私から以上です。

【宍戸座長】 生貝先生、ありがとうございました。今現在、御発言御希望の構成員の方々については、一通り御発言を伺いましたけれども、ほかに御発言の御希望等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、一通り議論も出尽くしたと理解いたしましたので、この辺りで意見交換を終了とさせていただきたいと思います。私が承りましたところ、このパブリックコメント、そしてそれに対する応答、事務局で用意していただいた案を踏まえまして、プラットフォームサービスに関する研究会第三次取りまとめ（案）については、本日事務局より御説明いただいた修正を反映したものを（案）を省いて決定するというにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宋戸座長】 ありがとうございます。御賛同をいただいたと思いますので、これで第三次取りまとめ（案）を確定とさせていただきたいと思います。

私からも一言申し上げたいと思います。本研究会は2018年10月に設置されまして、全52回の会合及びワーキンググループを通じて様々な御議論をいただきました。振り返ってみますと、通信の秘密を含む電気通信事業法の規律を海外に拠点のあるプラットフォームサービスの事業者の方々に及ぼすといったような問題、それから本日、手塚構成員は御欠席で宮内構成員はおいでですけれども、トラストサービスの在り方をめぐる議論、偽情報・誤情報への対策、それから誹謗中傷等の問題、そして通信の秘密よりもさらに広げて通信関連プライバシーという概念も提起させていただきましたけれども、利用者情報の保護、また、それに関連して電気通信分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定についても議論をさせていただいたと記憶しております。

この5年半は、プラットフォームサービスの役割がどんどん重たくなってきて、また、それがデジタル空間の在り方を変えていく。より便利に、かつ同時に様々な社会問題がこのデジタル空間で起きる、その真ん中に、全てがプラットフォーム事業者の責任ではないとしても、プラットフォーム事業者の方々に多くの役割と期待、そしてその責任が問われる時代であったかと思います。また、この間、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、我々の社会のデジタル化が進み、プラットフォームサービスを中心とするデジタル関連のサービスであったり、エコノミーへの期待、課題が非常に大きくなってきたという時代であったかと思います。

そのプラットフォームサービスの在り方をめぐる議論は、政府あるいは民間において様々なところで様々な形で議論をされておりますけれども、総務省において、電気通信事業法を所管するというもともとのお立場、あるいは本日も議論がありましたプロバイダ責任制限法に関わっておられるという立場から、一方では表現の自由、それから通信の秘密、

あるいはプライバシーに配慮すると同時に、利用者の利益、あるいは社会的な公益を実現するという上でのバランスを取るという、恐らくプラットフォームサービスをめぐる議論の中でも、特に難易度の高い議論をこの5年半、この研究会でさせていただいたと思います。これも一重に構成員の皆様、ワーキンググループの構成員の方々、またヒアリングに応じていただいたプラットフォームサービスの事業者にお勤めの方々、またそれ以外のステークホルダーの方々の御協力あってのことと考えております。この場を借りて改めて御礼を申し上げたいと思います。

先ほどの寺田構成員等の御発言にもありましたけれども、プラットフォームサービスを中心に考えてきたデジタル空間の問題は、プラットフォームサービスにさらなる課題解決のための役割を求めると同時に、それ以外のステークホルダー、最終的なプラットフォームサービスの利用者のリテラシーの問題も含めて、多様な課題が見えてきたと思っております。この点につきましては、先ほど申し上げました情報流通の健全性確保という観点からも議論がされておりますし、本日いただいた視点について、ICTサービスにおける利用環境の整備という観点から引き続き御議論をいただいでいくべきものと思っております。

この三次の取りまとめ及びそれに至る過程での様々な御意見、パブリックコメントなどでいただいた御意見も含めて、総務省あるいは政府、それからプラットフォームサービスの事業者の方々を含めて、非常に多くの情報、アイデアが含まれていると思っておりますので、これを踏まえて御議論等をいただければと思っております。

崎村構成員からチャット欄でコメントをいただいていますけど、崎村構成員、いかがですか。

【崎村構成員】 ありがとうございます。本当に私からお礼の言葉でございまして、それこそ大変長い間ありがとうございますと。取りまとめも非常に素晴らしい形でまとめていただきまして、宍戸先生、事務局の皆様、関係の先生方に非常に感謝を述べたいと思っております。

あと、もう1点、プラットフォームの置かれた状況及び外縁というのは、今も先生からもありましたけど、急速に変わっています。AIなんかも含めて。ですので、引き続きこういった点に関する検討が進んでいくということを祈念してやまないものでございますということで、感想とお礼の言葉でございました。

【宍戸座長】 崎村構成員、ありがとうございます。私は若輩者でありますけれども、いつもこの検討会で御意見番として議論を建設的な方向に導いていただいたことに、私もこ

の場で御礼を申し上げたいと思います。

それでは、本日、研究会はここまでとさせていただきたいと思います。事務局より連絡事項があればお願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。本研究会は本日の会合が最終回となります。先ほど宍戸座長より御説明いただいたとおり、第三次取りまとめ（案）につきましては、速やかに準備の上、事務局にて公表手続を行ってまいります。事務局からは以上です。先生方、ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。本日は総務省総合通信基盤局長、今川様より御挨拶をいただけたとのことです。今川局長、よろしく願いいたします。

【今川総合通信基盤局長】 御紹介をいただきました総務省の今川でございます。宍戸座長をはじめ構成員の先生方、またオブザーバーの皆様におかれましても、本日も御多用の中、熱心に御議論に参加をいただきまして誠にありがとうございます。

私自身も総務省での業務に携わりながら、ネットの発展とともに歩んできたと思っておりますけれども、利便性が飛躍的に拡大する一方で、様々な弊害が顕在化をして、実害を被っていらっしゃる利用者の方もいらっしゃるということに非常に心を痛めている一人でございます。

この研究会では、インターネット上における誹謗中傷などの違法・有害情報への対策、偽情報・誤情報への対策、利用者情報の適正な取扱いの確保について御議論をいただきまいりました。特に違法・有害情報の対策については、令和4年12月にワーキンググループを設けていただきまして、専門的な観点から集中的に御検討を進めていただきました。偽情報などへの対策や利用者情報の適正な取扱いの確保については、プラットフォーム事業者の取組に関するモニタリングとその検証評価を行うことで、皆様に様々な論点について御指摘をいただきましてきたところでございます。

構成員の皆様方には、これまでの度重なる議論によりまして、本日、第三次取りまとめをまとめていただきましたことに心より感謝を申し上げます。今日の取りまとめの中でも、特に誹謗中傷などの投稿の削除については、対応の迅速化、それから透明化といったプラットフォーム事業者への規律を求めることが適当とお示しをいただいております。総務省としましては、この内容を踏まえまして、この国会へのプロバイダ責任制限法の改正法案の提出に向けまして、必要な対応を迅速に進めてまいりたいと思います。

5年以上の長きにわたる構成員の皆様方の御尽力によりまして、先ほど宍戸座長からも

お話がありましたけど、非常に難しいテーマであるにもかかわらず、様々な成果をこの研究会で上げていただくことができました。関係者の方々に感謝を申し上げるとともに、引き続き総務省としても新しい課題にチャレンジをしてみたいと思いますので、ますますの御指導、御鞭撻、御支援をいただければ幸いです。私から以上でございます。誠にありがとうございました。

【宋戸座長】 今川局長、ありがとうございました。これにて本研究会の議事は全て終了となります。以上でプラットフォームサービスに関する研究会を終了とさせていただきます。皆様、お忙しいところ御出席をいただき誠にありがとうございました。これにて散会といたします。